

「新潟市公の施設に係る受益者負担の設定基準（案）」に対するパブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	1 基本的な考え方 (1頁)	<p>地域研修センターは、地域の公民館として地域の方々が会合等で利用している。この利用は受益者負担として考えるのか。また、地域の方々が清掃等管理運営を行っているが、この基準により受益者負担の適正化を図った場合、地域の方々に賃金が発生するのか。</p>	<p>「1 基本的な考え方」(2)のとおり、施設を利用する方々は、受益者に該当します。また、地域研修センターはコミュニティ系施設に含み、受益者負担割合を10%としています。「7 使用料改定時の取り扱い」のとおり、使用料を改定するか、据え置くか、無料とするかは、施設ごとに積算のうえ判断します。なお、この基準は施設の管理運営経費に関する基準ではないため、本市としての支出に直接的な影響はありません。</p>	無
2	2 基準の対象外とする使用料 (2頁)	<p>受益者負担割合について、水族館 100%に対し、図書館は受益者負担割合の設定がない。図書館も運営管理経費が多くかかっていると思うが受益者負担割合の設定がないのはなぜか。また、人口減少により学校の統廃合も進んでいる。業務、人数、施設数も合わせて考えることが大事。その中で、すべての人が安心して利用できるようにしていただきたい。</p>	<p>図書館は、図書館法第17条で“入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない”と規定されていることから、この基準案の「2 基準の対象外とする使用料」(1)に該当しています。今後も市民の皆様安心して施設を利用いただけるよう努めていきます。</p>	無

3	5 施設種別ごとの受益者負担割合の設定 (5頁・表) 7 使用料改定時の取り扱い (7頁)	受益者負担割合に関し、公民館について、公益性の観点から負担率 50%とすると、利用料の増加が懸念される。 高齢者の生きがい貢献の観点から減額を考慮いただきたい。	公民館はコミュニティ系施設に含み、受益者負担割合を 10%としています。 また、実際の使用料改定にあたっては、当該施設が施設種別の平均利用率を下回る場合は、年間利用実績を平均利用率に合わせて補正する対応や、施設利用者の負担増を最大限緩和するため、激変緩和措置を設けることとしています。	無
4	その他	現在、坂井輪地区公民館を無料で利用しているが、この基準制定後も、施設利用にあたっては従前と同様の対応を求める。	公民館はコミュニティ系施設に含み、受益者負担割合を 10%としています。 なお、施設の使用料の一部または全部を減免するといった取扱いは、それぞれ施設ごとに、各条例等に規定していません。 この度の基準は、減免の取扱いを規定するものではありません。 そのため、使用料改定などに合わせて減免基準を変更するかということについては、施設ごとに検討・判断することとなります。	無
5	その他	財政運営の状態と今後を展望すると、なにもかも行政に頼ることは不可能。 当然財政運営も選択と集中が必要であり、大胆な削減なくして持続的な財政運営は不可能。 見直しを進めていただきたい。	引き続き、受益者負担の適正化に努めていきます。	無